

アーバンスポーツの聖地化に向けた機運醸成業務委託仕様書

1 業務名

アーバンスポーツの聖地化に向けた機運醸成業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

事業の目的

スケートボードやBMXといったアーバンスポーツは、若者文化とも結びつきながら、東京2020オリンピックやパリ2024オリンピックでの日本人選手の活躍が後押しとなり、近年、注目度が高まっている。

熊本県スポーツツーリズム推進戦略においても、将来性の高いスポーツ大会やイベント招致のターゲットとして、アーバンスポーツを掲げており、全国に先駆けた新たなスポーツツーリズム市場を開拓することで、スポーツの産業化、スポーツを通じた交流人口の拡大や地域経済の活性化を図ることとしている。

本業務委託では、アーバンスポーツと若者文化との親和性に着目し地元の学生がイベントの企画や運営に参加し、地元企業や団体と協働してイベントを創造する。そうしたイベントに幅広い年齢層の県民が「観る」「触れる」「関わる」といった多様なスタイルで参加できるイベントとすることでアーバンスポーツの普及・振興を図り、本県の新たな観光・誘客資源として確立することを目的とする。

4 委託業務の内容

1 アーバンスポーツを軸とするイベントの開催

(1) イベントの概要

①開催日程

令和9年3月20日（土）、3月21日（日）の2日間開催すること。

※会場確保予約の関係上、日程は固定。

②開催場所

くまモンアーバンスポーツパーク（菊陽町大字原水）

※会場使用料は委託者が負担する。

③内容

(ア) アーバンスポーツの競技大会、アーバンスポーツ等の体験会・デモンストレーションの実施

(イ) 若者が企画・運営に参加するイベントの実施

(2) 業務内容

- ① アーバンスポーツの競技大会、アーバンスポーツ等の体験会・デモンストレーションの企画・運営
・スケートボード(ストリート、パーク)、BMX及びその他のアーバンスポーツを含めた3種目以上の競技大会「くまモンカップ」を開催すること。
・くまモンカップに観客参加型の仕掛けを取り入れること。

- ・ 5種類以上のアーバンスポーツ、その他スポーツの体験会及びデモンストレーションを開催すること。
 - ・ 有識者からの助言を受けること。(有識者の選定・依頼・調整は受託者が行うこと。有識者との打合せについては、委託者も同席の上行うこと。)
 - ・ インフルエンサーやトップアスリートを一定程度招聘すること。
 - ・ その他、誘客につながる企画を提案し誘客効果の高いイベントとすること。
 - ・ 最寄り駅から会場までシャトルバスを随時運行すること。
 - ・ 菊陽町と周辺市町村と連携し、イベント以外の盛り上げ施策に努めるなど、KPI(2日間開催で1万人以上の集客)達成を目指すこと。
- ②集客数の把握について
- ・ 参加者数や属性が把握できる仕組みとすること。
- ③協賛金の募集について
- ・ 企業から協賛金を募ること。(獲得目標額：20,000,000円以上)
 - ・ 委託者と調整のうえ、協賛金募集計画を作成すること。(協賛区分、金額、特典は別表のとおり。)
 - ・ 協賛企業リストアップ、営業活動、説明及び交渉を行うこと。(ただし、公序良俗に反する企業等からの協賛は受けられないものとする。)
 - ・ 協賛金の管理を行うこと。
 - ・ 協賛金募集に伴う経費(協賛獲得額に応じた募集代行手数料等の成果報酬を含む)は、協賛金収入から充当するものとする。ただし、成果報酬の料率は、獲得した協賛金総額の10%を上限とし、委託者と事前に協議し承認を得た「協賛金募集計画」に定めるものとする。
 - ・ 集まった協賛金は、本事業の運営経費に充当し、実績報告書においてその内訳を明示すること。
- ④委託料及び協賛金(獲得予定額)の範囲で実施する「若者が企画・運営に参加するイベントの実施」について
- ・ 若者と結びつきが強いアーバンスポーツにおいて、より多くの若者の誘客を促進し、アーバンスポーツの機運醸成を図るため、若者が企画・運営に関わる機会を設ける仕組みを構築し、若者の価値観や考えを企画・運営に反映させること。
 - ・ 企画には、より多くの若者の誘客が見込めるステージイベント(音楽ライブ、ダンスパフォーマンス、ファッションショー等)、ブース出展(協賛又は協力企業のブース、キッチンカー等)を含むこと。
 - ・ ステージイベントには、若者が出演するプログラムを含むこと。
 - ・ キッチンカーには、若者がセレクトしたものを会場に配置すること。
 - ・ 若者と企業がアーバンスポーツの聖地化に向けた課題解決や企業企画等に取り組むこと。
 - ・ 若者とは、原則として県内の学校に通学する中学生・高校生・大学生とし、参加人数の目安は以下のとおりとする。
- | | | |
|-------------|-------|-------------|
| 企画・当日運営スタッフ | ブース出展 | ステージイベント参加者 |
| 20名以上 | 10名以上 | 30名以上 |
- ⑤会場内のレイアウトについて
- ・ 誘客効果の高いイベントとするため、競技大会、体験会、デモンストレーションステージイベント、出展ブース等を会場内に一体的・効果的に配置すること。

- ・雨天時におけるイベント開催についても考慮し、必要な対応策を検討すること。

(3) 全体運営や各種手続き等について

- ・会場準備・撤収及び運営全般を行うこと。
- ・建築・消防等の法的手続きを含む必要な申請・調整を行うこと。
- ・会場の使用にかかる申請・調整等を行うこと。
- ・会場内外の安全確保及び混雑時の対応を行うこと。
- ・火災、事故、急病等の緊急対応体制を整備し、関係者と共有すること。
- ・雨天時の対応物品の検討・手配・設置を行うこと。
- ・実施スケジュールを作成し委託者へ提出すること。

(4) 広報について

- ・SNS やマスメディア等を活用し県内外からの誘客につながる広報を行うこと。
- ・地域の子ども、関係者、多様な世代の県民の参加を促すための周知を行うこと。
- ・多くの県民にアーバンスポーツを知ってもらえる内容とすること。
- ・SNS等を活用した情報発信につながる仕組みを盛り込むこと。

(5) イベントの検証について

- ・大会参加者及び来場者の分析、課題整理及び誘客効果の検証を行うこと。

2 聖地化を進める本県の施策の促進につながる取組

熊本県のアーバンスポーツの聖地化を推進するため、イベントの開催や広報にあたっては、本県が取り組む次の内容を踏まえること。

- ・競技団体や教育機関等とのネットワーク化。
- ・クラブチーム設立や既存クラブチームにおける競技種目化、部活化等。
- ・国際大会、全国大会等の招致。
- ・民間企業の協賛や大会主催に向けたプロモーション活動。

5 成果品の納入

(1) 納品物

①実績報告書

正副本1部ずつ及び電子データ（CD-ROM1枚）

なお、制作物等の所有権及び著作権は、納品をもってスポーツ交流企画課に帰属するものとする。

※イラスト、図・表等を実績報告書に使用している場合は、編集可能な元データも併せて納品するものとする。

②イベントの記録

写真データ（CD-ROM1枚）

③広報実績報告書

- ・広報の実績を提出すること。
- ・掲載された記事（著作権に留意）、HPなどのWeb情報、SNS、テレビ等での放送動画について、取りまとめた報告書（正副本1部ずつ）。

なお、テレビ等での放送動画については、電子データ（CD-ROM 1 枚）で提出すること。

④ イベントの検証結果報告書

正副本 1 部ずつ及び電子データ（CD-ROM 1 枚）

⑤ 協賛実績報告

協賛企業一覧、協賛金額、特典実施状況等を取りまとめ、成果品として提出すること。

(2) 納入期限

令和 9 年 3 月 3 1 日（水）

(3) 納入場所

くまもっと旅スポコミッション（熊本県スポーツ交流企画課内）

6 業務完了報告書の提出について

- (1) 業務が完了した際は、委託者に対し、令和 9 年 3 月 3 1 日（水）までに業務完了報告書（様式第 8 号）提出すること。
- (2) 受託者は、業務完了報告書を提出し、委託者の検査に合格したときは、支払請求書を委託者に提出しなければならない。

7 著作権

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て委託者に帰属するものとする。
- (3) 受託者は本件委託の履行に伴い発生する成果物について、委託者及び委託者が指定する第三者に対して著作権者人格権を行使しない。
- (4) 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- (5) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

8 受託者の責務

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって、別添「個人情報取扱特記事項」を遵守する。
- (2) 委託者の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は、義務を第三者へ引き受けさせることはできない。
- (3) 委託者の承諾なしに業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (4) 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要となった経費は受託者が負担する。

(5) 関係法令を遵守し業務に当たること。

9 その他

本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、適宜協議のうえ、解決するものとする。

協賛金について

区分	協賛金額	特典内容
プラチナ (1社)	500万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント冠 ・ ブース出展権 (テント) ・ バックドロップへの企業ロゴ掲出 ・ スポンサーロゴの会場掲出 (フロア・大看板等) ・ 大会 HP、SNS に企業名表示 等 (競合排除権等その他の特典は御相談うえ決定していきたいと考えています。)
ゴールド	200万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競技種目のネーミングライツ ・ ブース出展権 (テント) ・ バックドロップへの企業ロゴ掲出 ・ スポンサーロゴの会場掲出 (フロア・中看板等) ・ 大会 HP、SNS に企業名表示 等
シルバー	100万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体験エリアのネーミングライツ ・ ブース出展権 (机) ・ バックドロップへの企業ロゴ掲出 ・ スポンサーロゴの会場掲出 (中看板等) ・ 大会 HP、SNS に企業名表示 等
ブロンズ	50万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブース出展権 (机) ・ スポンサーロゴの会場掲出 (小看板等) ・ 大会 HP、SNS に企業名表示 等
サポーター	20万円 OR 物品協賛	<ul style="list-style-type: none"> ・ ノベルティ配布特典 (商品 PR) ・ 大会 HP、SNS に企業名表示 等

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第4 受託者は、この契約による個人情報の取扱いに係る責任者（以下「個人情報保護責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「作業従事者」という。）を定め、書面により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報保護責任者又は作業従事者を変更する場合は、あらかじめ委託者に報告しなければならない。

3 受託者は、定めた個人情報保護責任者又は作業従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

(保有の制限)

第5 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、委託者の指示を受け又は事前の承諾を得た上で、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(安全管理措置)

第6 受託者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の安全管理のため、BCC（ブラインド・カーボン・コピー）によるメール送付の徹底、複数の職員による確認やチェックリストの活用、適正なサイバーセキュリティ水準の確保等の措置その他必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第7 受託者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を明確にし、あらかじめ書面により委託者に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8 受託者は、委託者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報に契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第9 受託者は、この契約による業務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、委託者の指示又は事前の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(持出しの制限)

第10 受託者は、委託者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関し取り扱う個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第11 受託者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、委託者が承諾した場合を除き、第三者(受託者に子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)がある場合にあつては、当該子会社を含む。以下同じ。)にその処理を委託してはならない。

2 受託者は、委託者の承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、委託者が受託者に求める個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

第12 受託者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合は、当該派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 前項に規定する場合において、受託者は、委託者に対して、当該派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第13 受託者は、この契約による業務を処理するために委託者から引き渡され、又は受託者が保有した個人情報が記録された資料・電子媒体等は、業務完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。また、受託者が管理する機器等に記録された電子情報については、適正に消去・廃棄した旨の報告を書面で提出するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(作業従事者への周知)

第14 受託者は、作業従事者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第176条又は第180条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。

(指示・報告)

第15 委託者は、受託者がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受託者に対して必要な指示を行い、又は本特記事項の遵守状況等、必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(実地調査)

第16 委託者は、必要があると認めるときは、受託者における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について随時実地に調査することができる。

(事故発生時の対応)

第17 受託者は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 委託者は、第1項の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除及び損害賠償)

第18 委託者は、受託者が本特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。